

令和6年度からの

介護保険料

は次のとおりです



65歳以上の方の介護保険料は、村が3年ごとに見直しを行っています。第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度）に基づき、介護保険料を定めています。

【令和6年度～令和8年度における所得段階と保険料】

所得段階	住民税課税状況	所得等の条件	保険料率	保険料（円） 上段：年額 下段：月額	
第1段階	本人が非課税	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 老齢福祉年金を受給している方 前年の合計所得額と、課税年金収入額の合計金額が80.9万円※以下の方 	基準額×0.285	20,349	
				1,696	
第2段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が80.9万円※を超え120万円以下の方 	基準額×0.485	34,629	
				2,886	
第3段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が120万円を超える方 	基準額×0.685	48,909	
				4,076	
第4段階		課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が80.9万円※以下の方 	基準額×0.9	64,260
					5,355
第5段階【基準額】		課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額と、課税年金収入額の合計額が80.9万円※を超える方 	基準額	71,400
					5,950
第6段階	本人が課税	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が120万円未満の方 	基準額×1.3	92,820	
				7,735	
第7段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方 	基準額×1.5	107,100	
				8,925	
第8段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方 	基準額×1.7	121,380	
				10,115	
第9段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が320万円以上、420万円未満の方 	基準額×1.9	135,660	
				11,305	
第10段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が420万円以上、520万円未満の方 	基準額×2.0	142,800	
				11,900	
第11段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が520万円以上、620万円未満の方 	基準額×2.2	157,080	
				13,090	
第12段階		<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が620万円以上、720万円未満の方 	基準額×2.4	171,360	
	14,280				
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 前年の合計所得金額が720万円以上の方 	基準額×2.6	185,640		
			15,470		

※令和6年度は80万円、令和7年度からは80.9万円となります。

理由：令和6年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が809,000円となり、80万円を超えることを踏まえて基準が見直されたため。（制度改正）

【お問い合わせ先】 豊丘村役場 健康福祉課 介護保険係 TEL：0265-35-9064